

# 社会福祉法人愛正会定款

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

#### (1) 第一種社会福祉事業

- (イ) 障害者支援施設の経営
- (ロ) 特別養護老人ホームの経営
- (ハ) 医療型障害児入所施設の経営

#### (2) 第二種社会福祉事業

- (イ) 介護老人保健施設の経営
- (ロ) 障害福祉サービス事業の経営
- (ハ) 老人短期入所事業の経営
- (ニ) 老人デイサービス事業の経営
- (ホ) 老人介護支援センター事業の経営
- (ヘ) 小規模多機能型居宅介護事業の経営
- (ト) 放課後等デイサービス事業の経営
- (チ) 児童発達支援事業の経営
- (リ) 計画相談支援事業の経営

### (名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人愛正会という。

### (経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって、地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

### (事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を茨城県高萩市大字下手綱字大谷口1951番地の15に置く。

## 第2章 評議員

### (評議員の定数)

第5条 この法人に、評議員7名以上10名以内を置く。なお、欠員が生じた場合に備え、予め補欠の評議員を選任することができる。

### (評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に、評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、外部委員3名、事務局員1名の合計5名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の2名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

### (評議員の資格)

第7条 社会福祉法第40条第4項及び第5項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

### (評議員の任期)

第8条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

### (評議員の報酬等)

第9条 評議員に対して、各年度の総額が500,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

## 第3章 評議員会

### (構成)

第10条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

### (権限)

第11条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額

- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) 事業計画及び収支予算の承認
- (10) 臨機の措置（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）
- (11) 公益事業に関する重要な事項
- (12) 解散
- (13) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項  
（開催）

第12条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、1月、3月及び必要がある場合に開催する。

（招集）

第13条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員会に議長を置き、議長はその都度選任する。

3 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（決議）

第14条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第16条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第15条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第4章 役員及び会計監査人並びに職員

(役員及び会計監査人の定数)

第16条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上9名以内 なお、欠員が生じた場合に備え、予め補欠の理事を選任することができる。
  - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を理事長、1名を副理事長、1名を常務理事とする。
  - 3 副理事長は、理事長を補佐する。
  - 4 常務理事は、副理事長を補佐する。
  - 5 副理事長及び常務理事をもって社会福祉法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。
  - 6 この法人に会計監査人を置く。

(役員及び会計監査人の選任)

第17条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員資格)

第18条 社会福祉法第44条第6項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

- 2 社会福祉法第44条第7項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

(理事の職務及び権限)

第19条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第20条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(会計監査人の職務及び権限)

第21条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書）並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

(2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

第22条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

4 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第23条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。

(3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

3 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

(役員及び会計監査人の報酬等)

第24条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

(職員)

第25条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

## 第5章 理事会

(構成)

第26条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第27条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第28条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。
- 3 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第29条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

## 第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第31条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産、公益事業用財産の3種とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 現金100万円とする。
- (2) 茨城県高萩市大字安良川字神宮司1839番地の5

(7,361平方メートル)

- (3) 茨城県日立市田尻町2丁目502番地の1  
介護老人保健施設田尻ヶ丘ヘルシーケア敷地1筆  
(191.73平方メートル)
- (4) 茨城県高萩市大字下手綱字大谷口1951番地15、同1951番地16、同1951番地18、同1951番地19  
重症心身障害児施設水方苑敷地4筆  
(3,836平方メートル)
- (5) 茨城県高萩市大字下手綱字大谷口1951番地8、同1951番地17  
特別養護老人ホーム松籟荘敷地2筆  
(10,323平方メートル)
- (6) 茨城県高萩市大字安良川字町後963番地9  
小規模多機能型居宅介護事業 やすらぎの家敷地1筆  
(1,918.32平方メートル)
- (7) 茨城県日立市田尻町2丁目515番地の1  
特別養護老人ホーム、障害福祉サービス事業所一憩園敷地1筆  
(1,028.86平方メートル)
- (8) 茨城県水戸市元吉田町字一里塚東1872番地1、同1872番地2、同1872番地3  
医療型障害児入所施設 愛正会記念 茨城福祉医療センター敷地3筆  
(16,413.00平方メートル)
- (9) 茨城県高萩市大字安良川字町後963番地10、同963番地11  
小規模特別養護老人ホーム松籟荘サテライト安良川別館敷地2筆  
(2,017.95平方メートル)
- (10) 茨城県高萩市大字下手綱字大谷口1951番地26  
所在の鉄筋コンクリート・鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき陸屋根2階建  
障害者支援施設愛正園 園舎1棟  
(2,918.27平方メートル)
- (11) 茨城県高萩市大字下手綱字大谷口1951番地8、同1951番地17  
所在の鉄筋コンクリート造スレート葺平家建  
特別養護老人ホーム松籟荘 荘舎1棟  
(4,202.19平方メートル)
- (12) 茨城県日立市田尻町2丁目499番地1、498番地1、500番地、501番地、502番地1、502番地2  
所在の鉄筋コンクリート造陸屋根3階建  
介護老人保健施設田尻ヶ丘ヘルシーケア館舎1棟  
(3,561.79平方メートル)
- (13) 茨城県高萩市大字下手綱字大谷口1951番地15、同1951番地16、同1951番地

18、同1951番地19

所在の鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根地下1階付3階建  
重症心身障害児施設水方苑苑舎、歯科診療室1棟

(3, 662.99平方メートル)

(14) 茨城県高萩市大字安良川字町後963番地9

所在の木・鉄骨造合金メッキ鋼板葺渡り廊下付平家建  
小規模多機能型居宅介護事業所やすらぎの家家屋、地域交流ホーム1棟

(497.27平方メートル)

(15) 茨城県日立市田尻町2丁目514番地1、503番地1、504番地、515番地1

所在の鉄骨造陸屋根4階建  
特別養護老人ホーム、障害福祉サービス事業所一徳園園舎1棟

(6, 593.70平方メートル)

(16) 茨城県日立市田尻町2丁目438番地1

所在の木造合金メッキ鋼板ぶき平家建  
障害者グループホームA棟

(163.96平方メートル)

(17) 茨城県日立市田尻町2丁目438番地1

所在の木造合金メッキ鋼板ぶき平家建  
障害者グループホームB棟

(163.96平方メートル)

(18) 茨城県日立市田尻町2丁目495番地1

所在の木造合金メッキ鋼板ぶき平家建  
障害者グループホームC棟

(163.96平方メートル)

(19) 茨城県日立市田尻町2丁目495番地1

所在の木造合金メッキ鋼板ぶき平家建  
障害者グループホームD棟

(163.96平方メートル)

(20) 茨城県水戸市元吉田町字一里塚東1872番地1、同1872番地2、同1872番地3

所在の鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付3階建  
医療型障害児入所施設 愛正会記念 茨城福祉医療センター館舎1棟

(12, 723.08平方メートル)

(21) 茨城県高萩市大字安良川字町後963番地9、同963番地10、同963番地11

所在の鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき2階建  
小規模特別養護老人ホーム松籟荘サテライト安良川別館館舎1棟

(1, 732.35平方メートル)

- 3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産は第39条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、すみやかに第2項に掲げるため必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第32条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得て、茨城県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、茨城県知事の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を供する場合。
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と供せて行う同一財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下に同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保提供に限る。）。

(資産の管理)

第33条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。
- 3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

(事業計画及び収支予算)

第34条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第35条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第6号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第2条の39に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第36条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第37条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第38条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の承認がなければならない。

## 第7章 公益を目的とする事業

(種別)

第39条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 保育園の設置経営
- (2) 居宅介護支援事業
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業
- (4) 訪問リハビリテーション事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。

## 第8章 解散

(解散)

第40条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第41条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

## 第9章 定款の変更

(定款の変更)

第42条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、茨城県知事の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を茨城県知事に届出なければならない。

## 第10章 公告の方法その他

(公告の方法)

第43条 この法人の公告は、社会福祉法人愛正会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第44条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

## 附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の設立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	金 川 一 郎
理 事	木 原 市 平
理 事	金 川 卓 郎
理 事	大和田 礼次郎
理 事	菊 池 竹 史
理 事	野 沢 ヒ ロ
理 事	梅 原 貞 子
監 事	磯 野 文 雄
監 事	瓦 葺 隆 彦

一 部 変 更 年 月 日

昭和60年	5月21日	基本財産	(愛正園食堂集会室)
昭和62年	3月11日	事業目的	(松籟荘の設置)
昭和62年	6月23日	基本財産	(松籟荘建物)
平成元年	3月13日	事業目的	(田尻ヶ丘ヘルシーケアの設置)
平成元年	9月27日	基本財産	(田尻ヶ丘ヘルシーケア建物)
平成2年	5月31日	基本財産	(田尻ヶ丘ヘルシーケア敷地)
平成4年	7月30日	事業目的	(短期入所事業)
平成4年	9月21日	条文整理	
平成6年	9月16日	条文整理	
平成10年	2月17日	事業目的	(水方苑の設置)
平成11年	3月15日	事業所の所在地	
		基本財産	(水方苑敷地・建物)
平成11年	6月11日	事業目的	(水方苑附属保育園の設置)
平成11年	11月26日	事業目的	(指定居宅介護支援事業)及び条文整理
平成12年	7月24日	条文整理	(介護老人保健施設)
平成14年	2月4日	条文整理	
		基本財産	(水方苑地域交流ホーム建物、敷地)
平成14年	11月22日	事業目的	(老人デイサービス、老人介護支援センター、居宅介護支援事業)
平成15年	3月25日	事業目的	(愛正園、水方苑短期入所)
平成15年	5月23日	資産の区分	(愛正園、松籟荘)
平成15年	11月20日	基本財産	(松籟荘)
平成16年	11月20日	所在地変更	(愛正園)
平成18年	9月25日	障害者支援施設(事業目的)	等障害者自立支援法に関する条文整理 (愛正園、水方苑)
平成18年	11月25日	地域生活支援事業(事業目的)	等障害者自立支援法に関する条文整理 (愛正園、水方苑)
平成19年	11月24日	事業目的	(小規模多機能型居宅介護事業)
		基本財産	(やすらぎの家敷地)
平成20年	5月20日	基本財産の増加	(やすらぎの家、地域交流ホーム)
		公益事業の一部廃止	(松籟荘居宅介護支援事業所)
平成21年	5月20日	基本財産の増加	(愛正園、水方苑の増築)
		用途変更	(歯科診療室)

平成21年12月25日	条文整理（定款準則に基づき変更） 事業目的（一想園の設置、老人短期入所事業一想園）
平成22年3月29日	基本財産の増加（一想園敷地・建物）
平成24年3月25日	医療型障害児入所施設（事業目的）等児童福祉法に関する条文整理（水方苑） 事業目的（仮称こども福祉医療センターの設置、同保育園の設置） 基本財産の増加（愛正園の増築）
平成24年9月4日	事業目的（愛正会記念病院茨城成育医療センターの設置、同保育園の設置）
平成25年3月29日	事業目的（計画相談支援事業、愛正会記念病院茨城福祉医療センターの設置、同保育園の設置）
平成26年2月4日	事業目的（愛正会記念茨城福祉医療センターの設置、同保育園の設置）
平成26年5月23日	事業目的（児童発達支援事業） 基本財産の増加（愛正会記念茨城福祉医療センター敷地・建物、松籟荘サテライト安良川別館敷地・建物）
平成27年4月1日	条文整理
平成28年2月5日	理事・評議員定数 公益事業（田尻ヶ丘ヘルシーケア訪問リハビリテーション事業）
平成29年4月1日	全部改正